日薬情発第 156 号 令和 6 年 2 月 20 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日本薬剤師会 担当副会長 川上 純一

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチンに係る 「使用上の注意」の改訂について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局医薬安全対策課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡 令和6年2月6日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオへモフィルス b 型混合ワクチンに係る 「使用上の注意」の改訂について

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。 今般、別添のとおり、日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て通知しましたのでお 知らせします。



医薬薬審発 0206 第 1 号 医薬安発 0206 第 1 号 令和 6 年 2 月 6 日

日本製薬団体連合会 安全性委員会委員長 殿

> 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長 厚生労働省医薬局医薬安全対策課長 (公 印 省 略)

沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオへモフィルス b 型混合ワクチン に係る「使用上の注意」の改訂について

第 55 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会(令和 6 年 2 月 5 日開催)における議論結果等を踏まえ、医薬品の「使用上の注意」の改訂が必要と考えますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう貴会会員に周知徹底方お願い申し上げます。

記

別紙1、2のとおり、速やかに使用上の注意を改訂し、医薬関係者等への情報 提供等の必要な措置を講ずること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第68条の2の3第1項に規定 する届出が必要な医薬品の注意事項等情報を改訂する場合については、法第68条 の2の4第2項に基づき独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛て届出を行うこ と。

別紙1

【薬効分類】636 混合生物学的製剤【医薬品名】沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(ゴービック水性懸濁注シリ 7

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」(令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知)に基づく改訂 (新記載要領)】

	下線は変更箇所
現行	改訂案
7. 用法及び用量に関連する注意	7. 用法及び用量に関連する注意
接種対象者·接種時期	接種対象者・接種時期
本剤の接種は、生後2か月から60か月までの間にある者に行う	本剤の接種は、生後2か月から90か月までの間にある者に行う
が、初回免疫については、標準として生後2か月から7か月未満	が、初回免疫については、標準として生後2か月から7か月未満
で開始し20~56日の間隔をおいて接種する。追加免疫について	で開始し20~56日の間隔をおいて接種する。追加免疫について
は、標準として初回免疫終了後6か月から13か月を経過した者に	は、標準として初回免疫終了後6か月から18か月を経過した者に
接種する。	接種する。

別紙2

【薬効分類】636 混合生物学的製剤 【医薬品名】沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン(クイントバック水性懸濁注射用)

【措置内容】以下のように使用上の注意を改めること。

【「医療用医薬品の電子化された添付文書の記載要領について」(令和3年6月11日付け薬生発0611第1号局長通知)に基づく改訂 (新記載要領)】

	下線は変更箇所
現行	改訂案
7. 用法及び用量に関連する注意	7. 用法及び用量に関連する注意
接種対象者・接種時期	接種対象者・接種時期
本剤の接種は、生後2か月から60か月までの間にある者に行う	本剤の接種は、生後2か月から90か月までの間にある者に行う
が、初回免疫については、標準として生後2か月から7か月未満	が、初回免疫については、標準として生後2か月から7か月未満
で開始し20~56日の間隔をおいて接種する。追加免疫について	で開始し20~56日の間隔をおいて接種する。追加免疫について
は、標準として初回免疫終了後6か月から18か月を経過した者に	は、標準として初回免疫終了後6か月から18か月を経過した者に
接種する。	接種する。